

関西学院大学体育会ゴルフ部細則

2017年4月1日制定

(目的)

第1条

一般に、ゴルフは個人競技として理解されるが、さまざまな競技フォーマットが採用される団体競技が部活動の中心に位置づけられる。体育会の所属団体として活動する以上、部員は学内外において高いレベルで規律を保つことが求められる。規律を乱す行動や態度は厳に慎まなければならない。本細則は、部の適正かつ円滑な運営のための具体的事項を定めることを目的とする。

(学業優先)

第2条

アマチュアゴルフ競技は、休暇期間だけではなく、授業のある平日に開催される場合が多い。部員は競技があることを理由に、学業を疎かにすることは決してあってはならない。文部科学省は、学期ごとに規定の授業回数の確保を義務付けており、本学では言語教育科目や入門科目など各学部の進級条件に係る必修科目（以下、進級条件科目）で、厳格な出席管理が実施されている。部員は、単位修得だけではなく、履修科目で優秀な成績を目指すべきである。そのため、部活動よりも常に学業を優先しなければならない。

(練習)

第3条

練習は、朝練（早朝トレーニング）、コンディショニング・トレーニング、合同打球練習、ラウンド練習からなる。

(1) 朝練（早朝トレーニング）

原則、全員参加であるが、特別の事由があると主将が認めた者は欠席することができる。欠席の場合は、当日朝7時25分までに主将に連絡しなければならない。総合政策学部、理工学部の部員で第1限目に進級条件科目を履修している者は授業を優先しなければならない。

(2) コンディショニング・トレーニング

原則、部員間の小グループにて主体的に実施する。

(3) 合同打球練習

原則、毎週1回実施する。

(4) ラウンド練習

各ゴルフ場が定める施設使用規定に従い、安全確認、プレーのペース、コースの保護に充分配慮する。ボールは必ず一球でプレーしなければならない。エチケット、マナーを遵守し、ゴルフ場関係者、来場者に不快感、違和感を与えないよう服装、言動、立ち居

振る舞いに注意する。目土袋を携帯して、ゴルフ場関係者及び来場者には必ず挨拶する。特に作業中のコース管理関係者には、機械の音で良く聞こえない場合が多いのでジェスチャーを交えて大きな声で挨拶する。険悪な気象状況では、マスター室の指示に従い、安全確保を第一とする。原則、土曜日・日曜日・祝日（祝日授業実施日を除く）及び休場日を除く平日に実施する。

（５）夏期休暇及び春期休暇期間の練習及び合宿

原則、週３回のラウンド練習と週１回の合同打球練習を行う。

春合宿（３月中旬）、夏合宿（８月下旬）はそれぞれ日曜日集合、月曜日から木曜日まで
１．５ラウンド、金曜日１ラウンドを行う。

（競技参加及び選手選考）

第４条

（１）団体戦：原則、正選手は合宿での競技成績により選考する。他の試合結果並びにハンディキャップインデックスなどを参考にして、ゲームリーダーが決定する。団体戦の応援等は進級条件科目の履修がない者が担当し、学業優先とする。

（２）個人戦：出場枠は団体戦の成績によって決定されるが、出場選手は、部員の履修状況などを考慮し、主将が決定する。

原則として、１年生部員は学業を優先し、学連主催競技以外への出場を自粛する。

部員は学連主催競技以外の競技に出場する場合、事前に監督に届け出て、許可を得なければならない。

（ハンディキャップの取得）

第５条 部員はハンディキャップインデックス取得のため、査定可能な組織・倶楽部に登録しなければならない。

２ 部員はJGA加盟倶楽部でラウンドした場合は、当日スコアを入力しなければならない。

３ 部員は、毎月１日のハンディキャップインデックスをゲームリーダーに報告しなければならない。

（キャディアルバイト業務）

第６条

キャディアルバイト業務は、部員の自由意志に基づく活動とする。各ゴルフ場との労働契約に基づき、学業に支障のないように活動することを要する。安全確認、プレーのペース、コースの保護に充分配慮し、キャディ及びマーシャルとして適切な情報と役務を提供する。

（費用）

第７条

部員は以下の費用を会計に遅滞なく納付しなければならない。

- (1) 入部金：15,000 円
 - (2) 部費：毎月 5,000 円
 - (3) 学生連盟員証登録料 毎年 11,000 円
 - (4) 競技に係る費用（会計の指示に従い、都度払い）
 - (5) 合宿に係る費用（主務の指示に従い、都度払い）
 - (6) 用具に係る費用（主務の指示に従い、都度払い）
- （規則違反などへの対処）

第8条

遅刻、連絡ミス、試合での競技失格、活動中の交通事故、部則違反などに対し、事実関係を精査した上で、必要と認められる場合、主将は該当者に、以下の事項を申し渡すことができる。主将はその内容を遅滞なく、監督及び部長に報告しなければならない。

- (1) 反省レポートの提出
 - (2) 練習の制限
 - (3) 競技参加の制限
- （飲酒・喫煙）

第9条

活動に係る行事であるか否かに関わらず、未成年者の喫煙、飲酒は厳禁であり、一切強要してはならない。成年に対しても飲酒、喫煙の強要を禁ずる。健康増進法第25条は受動喫煙の防止を定めており、ゴルフ場及びゴルフ練習場においても、喫煙場所は制限されている。同法の主旨に基づき、部員には禁煙を強くすすめる。

（就学に係る事項）

第10条

留学や語学研修などを計画している場合は、事前に監督に申し出ることを要する。

（改廃）

第11条

この細則は、総会の決議によって変更することができる。

（施行）

本細則は、2017年4月1日より施行する。

本細則は、2019年4月1日より施行する。

本細則は、2019年11月18日より改正施行する。